

釜石地方振興局長告示第3号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第1の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成20年3月25日

釜石地方振興局長 海野 伸

訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0372900126	大槌町社協指定訪問入浴介護事業所	上閉伊郡大槌町大町5番7号	上閉伊郡大槌町小槌23地割86番地4	平成19年5月1日